

Theme *

取得した機械及び装置の固定資産税が最大3年間半額となります！

中小企業者等が取得した機械及び装置につき、一定の条件を満たせば、固定資産税が最大3年間、1/2に軽減される制度が新たに創設されました。

平成28年7月に施行された中小企業等経営強化法による支援の一環となります。

適用対象資産

以下 ～ の要件を満たす機械及び装置が対象となります。

中小企業者等が平成28年7月1日～平成31年3月31日の間に取得した新品の機械及び装置であること。

中古資産は対象外となります。またファイナンスリース契約により取得した機械及び装置は対象となります。

中小企業者等：『資本金等が1億円以下の法人など』

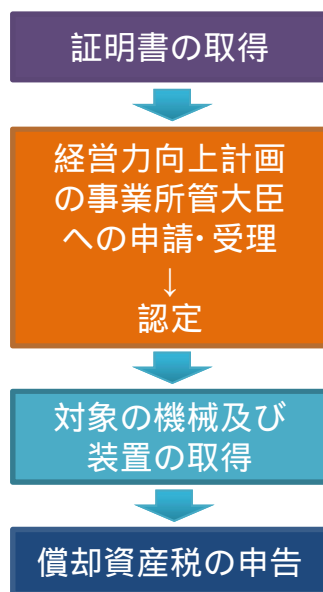
1台又は1基の取得価額が160万円以上であること。

工業会等から「証明書(当該制度の対象資産である証明)」が発行される機械及び装置であること。

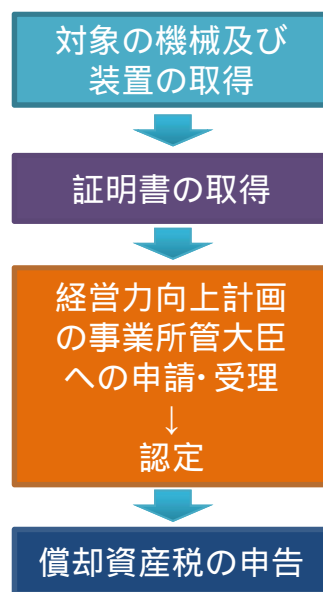
取得する機械及び装置を記載した「経営力向上計画」を作成し、事業所管大臣に申請、認定を受けること。

手続きの流れ

【原則】



【特例】



受理まで60日以内

注) 1月1日時点で認定を受けていない場合、その年に1/2の軽減は受けられません。
(計画申請 認定までの目安は少なくとも30日以上)

その他のポイント

国等から補助金を受けた場合でも対象となります。

法人税等の設備投資減税との重複適用可能です。

「自社の現状認識、目標、実施内容」が記載された経営力向上計画の作成を通じ、会社の生産性を向上させることが、制度創設の趣旨の一つとなっております。